

平成 29 年 度

定 額
請 負

西 島 住 宅（ 22 号 館 ） 外 6 住 宅
避 雷 設 備 改 修 工 事 設 計 委 託

仕 様 書

委 託 期 限

平成 30 年 3 月 30 日

大 阪 市 住 宅 供 給 公 社

（担当 住宅管理部住宅整備課設備担当）

業務委託概要

1. 業務委託名称	西島住宅(22号館)外6住宅避雷設備改修工事設計委託	
2. 業務場所	・ 大阪市此花区西島4-2 西島住宅(22号館) 15階建 ・ 大阪市此花区西島1-3 西島東住宅(1号館) 13階建 ・ 大阪市淀川区加島1-31 加島中住宅(3号館) 13階建 ・ 大阪市大正区鶴町3-22 鶴町第3住宅(1号館) 7階建 ・ 大阪市大正区鶴町3-23 鶴町第3住宅(2号館) 7階建 ・ 大阪市浪速区浪速西2-3 浪速第6住宅(2号館) 11階建 ・ 大阪市浪速区浪速西3-8 西栄住宅(1号館) 8階建 ・ 大阪市浪速区大国2-18 大国南住宅(1号館) 10階建	
3. 設計概要	・ 工事内容： 既設避雷針設備(支持管等)の取替工事 ○ 機械設備工事 ○ 電気設備工事 ○ 昇降機設備工事 ○ ガス設備工事 ○ 通信設備工事 ● 避雷設備工事	
4. 委託内容	本業務委託は、上記住宅における避雷設備改修工事の実施設計を行うもので、現地調査、図面作成及び数量表作成等の業務に必要な	

な事項一式を行うものとする。

本業務委託は、本仕様書に基づき実施するものとし、記載なき事項については、監督職員の指示によるものとする。

なお、複数工事として発注するため、成果物は発注工事ごとに作成し、別々のファイルで提出すること。

(複数工事の内容については、監督職員より指示を行う。)

特 記 仕 様 書

1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、○印の付いたものについては、●印を適用する。

2 業務の実施

(1) 一般事項

- a 本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、公共建築設計業務委託共通仕様書(平成28年4月 大阪市都市整備局)による。
- b 実施設計業務は、提示された既設物の図面を含む設計と条件及び適用基準によって行う。
- c 積算業務は、公社職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- d プロポーザル方式により設計業務を受託した場合は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。
- e 業務の実施にあたっては、建築基準法及び日本工業規格(JIS)その他関係法令を遵守すること。

(2) 管理技術者の選任

業務の実施にあたって、次の要件を有する管理技術者を適切に配置した体制とする。

管理技術者は、次の資格要件のいずれかに該当すること。また、受注者と直接雇用関係を有している者とする。

- a 管理技術者の資格要件
 - ① 建築士法第5条の規定に基づく一級建築士又は二級建築士の登録を受けていること。
 - ② 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者
 - ③ 公共住宅建設工事共通仕様書(公共住宅事業者等連絡協議会)又はそれに準ずる仕様を適用した設計業務を実施した経験を有すること。
 - ④ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事)(国土交通省大臣官房官庁営繕)又はそれに準ずる仕様を適用した設計業務を実施した経験を有すること。
- b 上記の資格要件について明確に記載した書面を管理技術者通知書に添付し提出すること。また、本設計業務を実施するに当たり、有効と判断できる公的資格を有する場合は、資格名称と証明書を管理技術者通知書に添付し提出すること。

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- a 業務着手時
- b 打合せ記録提出時
- c その他、監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

(4) 設計と条件

下記の点に留意すること。

- ・ 現地調査については、避雷設備改修工事の設計(支持管から棟上げ導体に変更可能かを検討)を行うために必要となる箇所の調査を行うこと。
- ・ 調査写真は、【別紙1】調査写真撮影要領のとおりとする。
- ・ 調査に必要な工具類(カメラ・ドライバー・脚立等)を用意すること。
- ・ 記載のない事項であっても、法的及び本施設の目的を達成するために必要な事項については、本業務委託で設計を行う。

(5) 適用基準等

下記の各基準の最新年度版を適用する。

a 設計

- 公共住宅建設工事共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備・電気設備工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事・電気設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備・電気設備工事編)
- 標準図(大阪市住宅供給公社)
- 雑詳細図(大阪市住宅供給公社)
- その他関係法令等
- その他

b 積算

- 公共建築工事積算基準・同解説
- 公共住宅機械設備工事・電気設備工事積算基準
- その他

注)特記なきものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

3 成果物

(1) 設計

a 図面

- | | |
|----------|---------|
| ○ 機械設備図 | ○ ガス設備図 |
| ○ 電気設備図 | ○ 通信設備図 |
| ○ 昇降機設備図 | ● その他 |
- 避雷設備図
仮設計画図
(移動式クレーン等)
附近見取図・配置図除く。

b 各種計算書

- | | |
|-----------------|------------|
| ○ 給水量等の算定計算書 | ○ 幹線計算書 |
| ○ 水槽類の要領算定計算書 | ○ 電圧降下計算書 |
| ○ ポンプ類の決定計算書 | ● 有価材計算書 |
| ○ 配管・ダクト径の決定計算書 | ○ 配管の決定計算書 |
| ○ 水量等算定計算書 | ● 風圧計算書 |
| ○ その他 | |

(2) 積算(営繕積算システムーRIBC2ーによる。)

- 機械・電気設備工事積算数量算出書
- 機械・電気設備工事積算内訳書
- 複合単価作成資料
- 見積徴収及び見積一覧並びに見積検討資料の作成(監督職員の指示による。)
- その他

(3) その他

- 関係諸官庁及び関係団体との打合せ議事録
- 公社職員との打合せ議事録
- 現場調査に係わる記録書及び写真等

4 提出部数等

(1) 設計

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ○ 設備設計原図 | 1 部 |
| ● 設備設計原図のCD-R(電子データ) | 1 枚 |
| ● 設備設計計算書 | 1 部(電子データとも) |
| ● 機械・電気設備工事積算数量算出書及び拾い図面 | 1 部(電子データとも) |
| ● 機械・電気設備工事積算内訳書(RIBC2) | 1 部(電子データとも) |
| ● 複合単価作成資料 | 1 部(電子データとも) |
| ● 複合単価(代価表・別紙明細書を含む。)等 | 1 部(電子データとも) |
| ● 見積徴収及び見積り一覧表(3社分以上) | 1 部 |
| ● 見積検討資料 | 1 部(電子データとも) |
| ● 各種計算書 | 1 部(電子データとも) |

(2) 設計原図の材質等

a 設計原図の大きさ

- A1 判
- A2 判

b 様式

--

決裁欄は監督職員の指示による。

(3) 設計原図の電子納品

- a 提出はCD-Rによる。(CADデータはJWW形式ファイル)
- b CADデータ(JWW形式)をPDF形式に原寸のまま変換し、線種や文字化け等がないかを確認のうえ上記aのCD-Rで提出。
- c CADデータの一覧表を作成する。
- d 図面名称記号をつける。
- e ウィルスチェックを行う。

5 その他

(1) 貸与物

下記のものについては、監督職員より貸与するものとする。ただし、業務の履行目的以外には使用せず、業務完了時に監督職員に返却すること。

- 特記仕様書
- 雑詳細図
- 標準図
- 各種書式
- 既存建物図面(現存するうちで可能な限りのマイクロデータのコピーとする。)
- 同種工事の参考図面

(2) その他

- ・ 図面構成は、工事内容が全て分かるものとし、必要図面及び縮尺は監督職員の指示による。
- ・ 現地調査が必要な場合は、監督職員の許可を得ることとし、事前に申し出ること。
- ・ 現地調査を行う場合は、身分を証明するものを必ず携帯し、地元住民の支障とならないこと。
- ・ 前記提出物の作成にかかる費用は受注者の負担とする。
- ・ 当業務で知り得る情報については、住宅入居者、工事関係者その他の外部に漏洩することを禁ずる。

調査写真撮影要領

【別紙 1】

下表の撮影箇所において、現況が分かるよう写真撮影を行うこと。なお、写真(カラー)はA4サイズの用紙に3枚まで配置し、住宅名(号館)・撮影箇所・部位・方位等の説明書きを行い成果物として提出する。

撮影箇所	撮影ポイント	備 考
1. 住宅名及び号館	①団地名板又は住戸番号板(エントランスホール)	
2. 建物外観(全景)	①地上から屋上・塔屋を含めて撮影	・外壁面ごとに2方向から撮影。
3. 敷地内及び団地周辺(全景)	①一般車両進入路、消防車両進入路、消防活動空地、通路、附属棟、駐車場、公園、植栽等を写し込むこと。 ②団地周辺の状況及び電柱、架空線等	・方位ごとに2方向から撮影。 ・方位ごとに2方向から撮影。
4. 屋上(全景)	①塔屋、タラップ、避雷針、避雷導線、パラペット、屋上階段、フェンス、給水管、通気管、排水口、テレビアンテナ、ケーブルテレビ配線、コンクリート基礎その他工作物を写し込むこと。	・方位ごとに2方向から撮影。
5. 側壁型支持管	①全景及び腐食等の状況 ②支持管の避雷導線 ③支持管取付金物及びアンカーボルトのピッチ寸法 ④支持管取付け壁面の状況 注)支持管周囲の工作物等を写し込むこと。 ⑤端子ボックス	・アンカーボルトの腐食状況。 ・巻尺で寸法を写し込むこと。 (可能な範囲)
6. 自立型支持管(取付台とも)	①全景及び腐食等の状況 ②支持管の避雷導線 ③支線の設置状況 ④支持管取付台寸法及び防水処理状況 ⑤アンカーボルトのピッチ寸法 ⑥コンクリート基礎寸法 ⑦端子ボックス	・アンカーボルトの腐食状況。 ・巻尺で寸法を写し込むこと。 ・巻尺で寸法を写し込むこと。 ・巻尺で寸法を写し込むこと。
7. 棟上げ導体、避雷導線等	①棟上げ導体及び避雷導線等の設置状況 ②パラペットの形状・寸法等	・巻尺で寸法を写し込むこと。
8. 保護範囲内の設備機器等	①高架水槽、給水管、通気管、排水口、テレビアンテナ、ケーブルテレビ配線、コンクリート基礎、吊環、フェンスその他保護範囲内の工作物、設備機器等 注)周囲の状況と拡大写真。	・給水管、通気管、コンクリート基礎等については形状及び寸法を確認すること。 (巻尺で寸法を写し込むこと。)
9. 支持管又は避雷導線と他の金属体との離隔状況	①タラップ、テレビアンテナ、給水管、排水口、吊環、フェンス、換気フード、携帯電話用アンテナ、手摺りその他金属体との離隔状況 注)周囲の状況と拡大写真。	・巻尺で離隔寸法を写し込むこと。(可能な範囲)
10. クレーン車の進入路及び設置(作業)予定場所等	①クレーン車の進入路及び設置場所(消防活動空地、通路など) 注1)クレーン車設置に必要なスペースが確保できることの確認を行う。 注2)団地駐車場内でのクレーン設置(作業)は行わない。 ②クレーン作業に伴う障害物(架空線、庇、植栽など)及び段差等	・団地敷地内にクレーン作業のスペースがない場合は、公道からの作業が可能か確認すること。また、当該住宅の外壁面(立面)を写し込んだ公道部分を撮影する。

一括再委託等の禁止に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第15条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース及び資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。（ただし、個人情報を含むものを除く。）
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にするとともに、再委託の相手方に対して適切な指導及び管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者、又は大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る公社監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく公社に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、公社及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約業務(以下「当該業務」という。)の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者の内部統制連絡会議がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第5条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市住宅供給公社個人情報保護基本規程の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 万一個人情報等の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、受注者は直ちに発注者へ報告し発注者の指示に従うものとする。

(個人情報等の管理義務)

第6条 受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び契約目的物の作成のために受注者の保有する記録媒体(磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。)上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録するなど適正に管理しなければならない。

2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

3 受注者は、第1項の記録媒体等について、発注者の指示に従い廃棄・消去又は返却等を完了した際には、その旨を文書により発注者に報告するなど、適切な対応をとらなければならない。

- 4 受注者は、当該契約(協定)が終了した時、又は発注者が求めた場合は、発注者へ記録媒体等を返還しなければならない。
- 5 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 6 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託作業を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 受注者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託・外部持出しの禁止)

- 第8条 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を再委託してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等の外部への持出しを禁止する。

(複写複製の禁止)

- 第9条 受注者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。
- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第6条を準用する。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

- 第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。
- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
 - 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、作業を中止させることができる。

(事実の公表)

- 第11条 発注者は、受注者が第5条から第9条の規定に違反していると認めるときは、その行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。
- 2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、事実の公表を行うことができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第12条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- (1) 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例及び大阪市住宅供給公社個人情報保護基本規程に基づく調査又は勧告に正当な理由なく協力せず、又は従わないとき
 - (2) この契約による事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損等があったとき
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この特記仕様書に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

業務委託名称 西島住宅(22号館)外6住宅避雷設備改修工事設計委託

委託費総額 金 円

委託費 金 円

消費税及び地方

消費税相当額 金 円
